

平成26年度 部局長マネジメント方針

きしがみ きよし
人権文化部長 岸上 澄



仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、本市の市政の柱の1つである「人権尊重のまち」を常に念頭におきながら施策を行い、広く全部局の施策についても人権に配慮がなされるよう連携し、本市の人権施策を総合的に推進しております。

また、本市では文化芸術振興条例が制定されており、その中で文化政策の基本指針に規定されている「東大阪市文化政策ビジョン」に基づき本市の施策を文化的な視点から体系的に整理してまいります。これとあわせて「文化のまち 東大阪市」を市内外にPRしながら市民と共に親しみを感じられるような施策展開・まちづくりをめざしていきます。

「人権」「文化」を2つの柱としながら、総合的な人権啓発はもちろん、男女共同参画社会及び多文化共生社会のさらなる推進にも継続して取り組み、関係部局との連携に努めてまいります。

以上から人権文化部では、次の項目を平成26年度の重点課題として取り組んでまいります。

平成26年度に取り組む重点課題

1 文化芸術振興条例に基づく施策の推進

東大阪市には全国的に知られる作家司馬遼太郎の記念館を始め、古今東西のゲームなどの展示もあるアミューズメント産業研究所や田辺聖子文学館など、様々な文化的な資源が多くあります。平成26年度は、これら地域固有の魅力を活用した事業を展開し、東大阪市の魅力を継続的に発信していきます。

人権文化部では、「東大阪 東西狂言会」や「クラシックコンサート・イン・東大阪」での実績をふまえ、市民の誰もが身近に質の高い文化芸術にふれることのできる機会を平成26年度も継続的に提供します。また市民美術センターについても、本市の文化芸術活動の拠点として、平成25年度に初めて実施したナイトミュージアム事業の拡充や、毎年実

施され各企画とも好評を博している「特別展」の開催等、多様な趣向を凝らし、文化芸術の振興、活性化につなげていきます。

2 多文化共生社会の推進

本市には約60カ国の多様な国籍をもつ外国人住民が生活されております。文化国際課内にある国際情報プラザでは、英語、韓国・朝鮮語、中国語を話せる専門職員を配し、多言語による国際関連情報や生活関連情報、行政情報の提供、通訳・翻訳などを行っています。また、市民の方に様々な国の文化にふれていただくため多文化理解講座等の事業を継続的に展開しています。平成26年度も国際情報プラザを中心として、一人ひとりが国籍や文化の違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら生活できる多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。

3 第3次東大阪市男女共同参画推進計画の推進

社会のあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、本市では情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行っているところです。本市においては、第3次東大阪市男女共同参画推進計画の見直しに向けて、第5期男女共同参画審議会における審議を進め、各種審議会の女性委員の参画率40%をめざすなど、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

4 人権が尊重されるまちづくりの推進

インターネットの普及、価値観の多様化などの社会情勢の変化に伴う、人権課題の複雑化、多様化に対応していくため、人権課題に関する情報発信や学習機会の提供に取り組み、市民一人ひとりが「気づきから行動へつながる」ような啓発をさらに進めます。

世界各地で紛争が絶えない中、非核「平和都市宣言」の精神を踏まえ、命の大切さ、平和の尊さを世代を超えて語り継ぎ、核兵器のない平和な社会の実現に向け、平和啓発事業を継続的におこなっていきます。また拉致問題についても、市民の関心と認識を深めていく取り組みを継続していきます。